

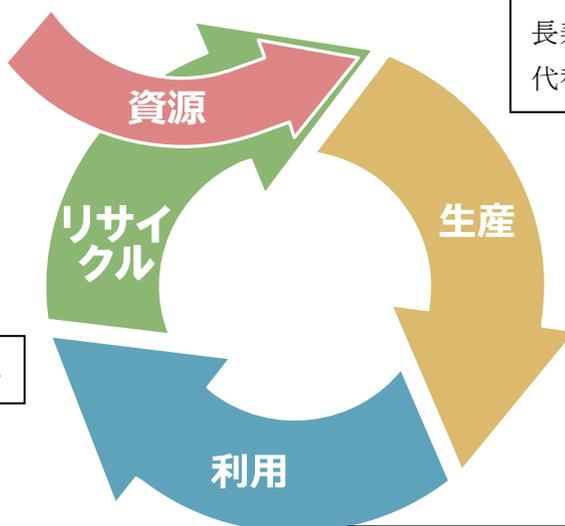
2024 年度 愛知県循環型社会形成推進 事業費補助金について

サーキュラーエコノミーに資する製品の製造設備や廃棄物のリサイクル（再生利用）・リデュース（排出抑制）を進める設備の整備、事業化検討（市場調査・試作品製造・試験など）に御活用下さい！

リサイクル関係設備整備事業

（製品の）単一素材化、易解体化、長寿命化、軽量化、プラスチック代替への素材転換 など

リサイクル、リデュース



排出抑制関係設備整備事業

プラスチック関係設備整備事業

循環ビジネス事業化検討事業

【 応募申請期間 】

2024 年 3 月 1 日（金） から 4 月 24 日（水） まで

9 産業と技術革新の
基盤をつくらう



12 つくる責任
つかう責任



■補助事業の内容

○ リサイクル関係設備整備事業

対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるリサイクル関係設備（ただし、プラスチック関係設備を除く）等の整備事業
対象経費	(ア) 他の事業者から排出される廃棄物を原料として新たな製品を製造するための設備・システムの整備に必要な経費 (イ) エコデザイン（製品の単一素材化、易解体化等）により資源として再利用可能な製品を製造するための設備・システムの整備に必要な経費 ・設備費 ・設計費 ・工事費 （用地及び上屋に要する経費は対象外）
補助率	大企業：1/3以内 中小企業：1/2以内 (サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合は、 大企業：1/2以内、中小企業：2/3以内)
限度額	5,000万円

○ 排出抑制関係設備整備事業

対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれる排出抑制関係設備（ただし、プラスチック関係設備を除く）等の整備事業
対象経費	(ア) 事業者が自ら排出する廃棄物の発生を抑制するための設備・システムの整備に必要な経費 (イ) エコデザイン（製品の長寿命化、軽量化等）により廃棄物の発生を抑制する製品を製造するための設備・システムの整備に必要な経費 ・設備費 ・設計費 ・工事費 （用地及び上屋に要する経費は対象外）
補助率	大企業：1/3以内 中小企業：1/2以内 (サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合は、 大企業：1/2以内、中小企業：2/3以内)
限度額	5,000万円

○ プラスチック関係設備整備事業

対象事業	先導的・独創的な技術又はシステムを有し、かつ、環境負荷低減効果及び事業の継続性が見込まれるプラスチック関係設備等の整備事業
対象経費	(ア) 他の事業者から排出される廃プラスチック（プラスチックが混入した廃棄物を含む。）を原料として新たな製品を製造するための設備・システムの整備に必要な経費 (イ) 事業者が自ら排出する廃プラスチックの発生を抑制するための設備・システムの整備に必要な経費 (ウ) エコデザイン（製品の単一素材化、易解体化等）により資源として再利用可能なプラスチック製品を製造するための設備・システムの整備に必要な経費 (エ) エコデザイン（製品の長寿命化、軽量化、プラスチック代替への素材転換等）により廃プラスチックの発生を抑制する製品を製造するための設備・システムの整備に必要な経費 ・設備費 ・設計費 ・工事費 （用地及び上屋に要する経費は対象外）
補助率	大企業：1/3以内 中小企業：1/2以内 (サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合は、 大企業：1/2以内、中小企業：2/3以内)
限度額	5,000万円

○ 循環ビジネス事業化検討事業

対象事業	先導的な循環ビジネスの事業化の可能性の検討事業
対象経費	循環ビジネスの事業化の可能性の検討（市場調査・事業形態）などに必要な経費 ・調査費 ・研修・指導費 ・調査委託費 ・研究開発費（サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業のみ対象） ※ 本検討事業については、一つの事業案について最長2年に渡る調査期間を設定することが可能です。ただし、補助金の交付に当たっては、各年度ごとに応募し、採択される必要があります。
補助率	大企業：1/3以内 中小企業：1/2以内 (サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合は、 大企業：1/2以内、中小企業：2/3以内)
限度額	500万円 (サーキュラーエコノミー推進プロジェクトチーム事業の場合は、300万円上乗せ)

※ 中小企業とは、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）に定める中小企業者をいい、大企業とは原則としてそれ以外の者をいいます。

■応募資格

愛知県内で補助事業を行う事業者

■応募方法

申請書： 募集要領及び応募申請書は、愛知県公式Webサイトからダウンロードできます。
<https://www.pref.aichi.jp/press-release/2024hojokinbosyuu.html>

提出物： ・ 応募申請書 10部（両面刷り A4版）
・ 事業の内容及び経費の算定根拠を説明する補足資料（図面、事業フロー図、見積書、内訳書等）各 10部
・ 直近3会計年度の法人税の確定申告書一式（確定申告書の別表一式、決算報告、勘定科目内訳書、法人事業概況説明書）の写し1部
・ 応募申請書のデータを格納したCD-Rなどの電子媒体 1部
なお、必要に応じて追加資料を請求する場合があります。

提出方法： 直接持参又は郵送（2024年4月24日（水）午後5時必着）

■審査

補助事業の採択候補者は、学識経験者等による審査の上、決定します。

<審査のポイント>

① 財務審査

補助事業者の財務体質は事業の継続性に支障がない状態にあるか。

② 事業審査

ア 先導的・独創的な技術又はシステムであるか

（技術の場合）

- ・ リサイクル技術や排出抑制技術、サーキュラーエコノミーに資するエコデザイン技術について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。
- ・ リサイクル品やエコデザインを施した製品の用途、リサイクル原料等の利用について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。

（システムの場合）

- ・ IoTやICTなどのDX技術を活用して、廃棄物処理の効率化や廃棄物発生の抑制につながる仕組みや技術基盤、商流ネットワーク等について、既存のものと比較して先導性・独創性があるか。

イ 環境負荷低減効果が認められるか

- ・ 最終処分量や資源投入量の削減効果など、物質収支の観点から環境負荷低減効果が大きいかどうか。なお、物質収支における環境負荷低減に伴い生じる、二酸化炭素排出量の削減効果などの環境負荷低減効果も考慮する。

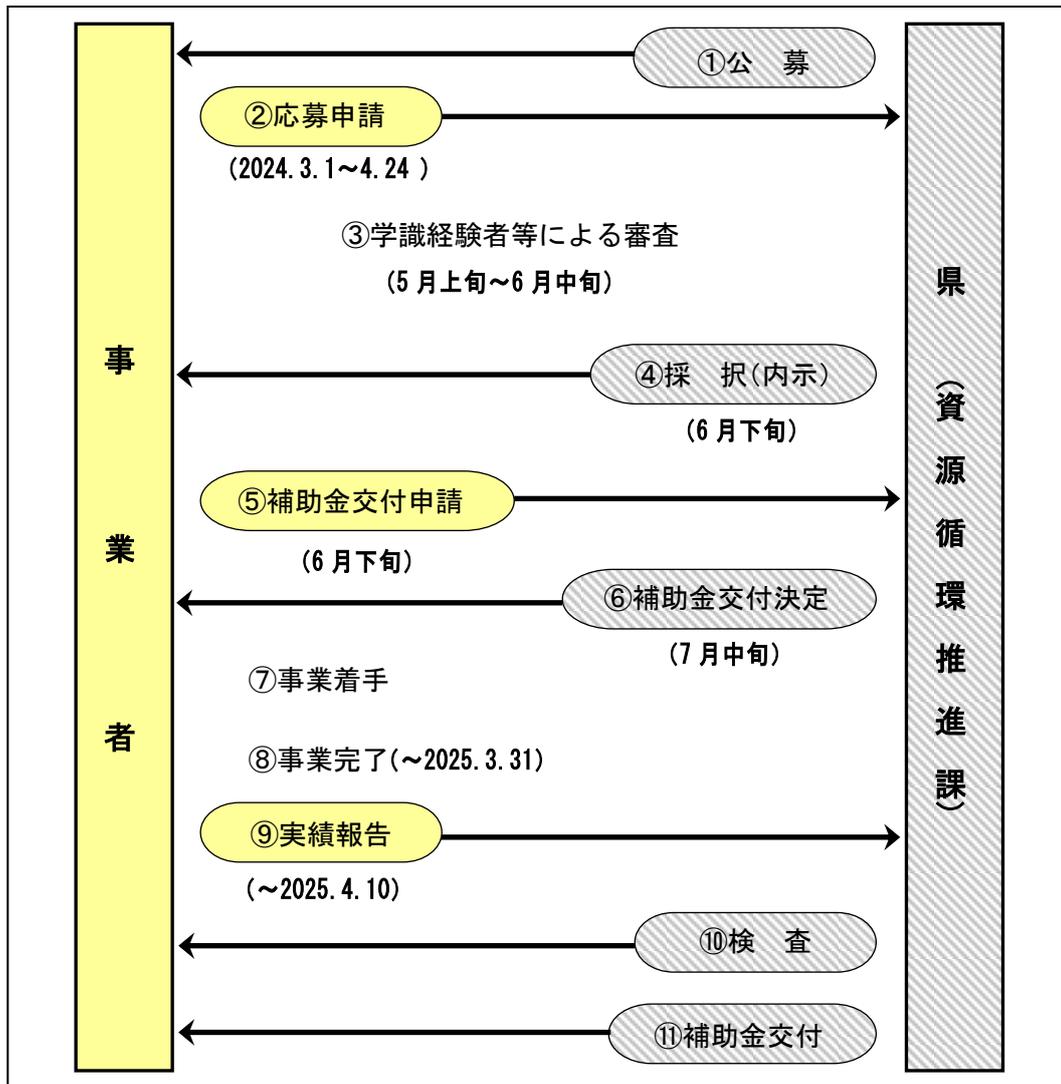
ウ 事業の継続性が見込めるか

- ・ 事業計画（原料の調達、製品の用途、製品の販売見込み、将来の展望等）から、事業が採算性を確保して継続的に実施できるかどうか。

■注意事項

- ・ 補助事業は年度内（2025年3月31日）に完了しなければなりません。
- ・ 廃棄物処理法や土地利用規制など、許認可を得た後でなければ事業を開始、運営できない場合がありますので、応募申請書には、許認可が得られることを明記する必要があります。
- ・ 補助の対象経費の算定根拠が明らかでない場合は、補助対象経費から減額して審査されます。
- ・ 補助金は原則精算払いとなりますので、補助金相当分の経費については自社で資金調達が必要です。
- ・ 補助対象経費により取得した財産については、補助事業完了後から5年を経過するまでの間、補助金の交付目的に従って、その効率的な運用を図る必要があります。

■手続きの流れ（予定）



本補助事業に関する説明会

- 第1回 日時：3月5日（火） 午前9時15分から
- 第2回 日時：3月5日（火） 午前10時45分から

場所：愛知県自治センター 4階 大会議室
名古屋市中区三の丸二丁目3番2号

※ 下記 HP より参加申込書をダウンロードし2月29日（木）までに提出してください。

<https://www.pref.aichi.jp/press-release/2024hojokinbosyuu.html>

提出先メールアドレス：junkan@pref.aichi.lg.jp

- ※ 説明会への参加は、応募申請の要件ではありません。
- ※ 各回とも同じ内容となりますので、いずれか一方に御参加ください。

申請に関する御相談は、下記までお問合せ下さい。

<相談先 及び 応募書類提出先>

愛知県環境局 資源循環推進課 循環グループ
(あいち資源循環推進センター)

〒460-8501 名古屋市中区三の丸3-1-2 愛知県庁 西庁舎7階
TEL：052-954-6233（ダイヤルイン） FAX：052-953-7776
E-mail：junkan@pref.aichi.lg.jp